

## 議案第46号

西毛総合運動公園陸上競技場改修工事に係る工事請負契約の変更契約締結について

西毛総合運動公園陸上競技場改修工事について、一部の設計変更に伴い、変更契約の締結を行う必要が生じたことから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び安中市条例「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日提出

安中市長 岩井 均

### 記

#### 1 変更事由

工事内容の変更による契約金額の変更

#### 2 変更内容

変更前契約金額

金816,200,000円

（うち消費税および地方消費税額74,200,000円）

変更後契約金額

金810,810,000円

（うち消費税および地方消費税額73,700,000円）

## 建設工事請負変更仮契約書

- 1 工事名 西毛総合運動公園陸上競技場改修工事
- 2 工事場所 安中市中宿283番地4
- 3 変更後工期 令和 6年 9月20日から  
令和 8年 7月31日まで  
変更前工期 令和 6年 9月20日から  
令和 8年 6月30日まで
- 4 変更請負代金差額 減額 5,390,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 490,000円 )
- 5 工事の変更内容 別添変更設計書のとおり
- 6 変更契約保証金 免除
- 7 その他 原契約第59条1項の支払限度額、令和8年度「172,370,000円」を  
「166,980,000円」に同条2項の出来高予定額、令和8年度  
「100,760,000円」を「95,370,000円」に改める。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、約款の各条項によって公正な請負変更仮契約を締結するものとする。

この契約に基づく本契約の締結について、安中市議会の議決(安中市長の専決処分を含む。)があったときは、この契約書は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の規定による契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

上記変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 5月19日

発注者 住所 群馬県安中市安中二丁目13番7号  
安中市  
氏名 代表者 市長 岩井 均 (印)

受注者 住所 群馬県安中市中宿一丁目2番31号  
株式会社 大手組  
氏名 代表取締役 大手 一信 (印)

- 1 工 事 名 西毛総合運動公園陸上競技場改修工事
- 2 工 事 場 所 安中市中宿283番地4
- 3 工 事 概 要 西毛総合運動公園陸上競技場改修工事

【変更後】全天候舗装  $A = 9307.6 \text{ m}^2$   
人工芝舗装  $A = 7715.3 \text{ m}^2$   
電気設備、写真判定装置一式、付帯施設、標識タイル  
ラインマーキング一式  
植栽工 種子吹付  $A = 2387.1 \text{ m}^2$   
園路整備 アスファルト舗装  $A = 3298.6 \text{ m}^2$   
排水設備 U型側溝  $L = 460.4 \text{ m}$

【変更前】全天候舗装  $A = 9351.5 \text{ m}^2$   
人工芝舗装  $A = 7716.8 \text{ m}^2$   
電気設備、写真判定装置一式、付帯施設、標識タイル  
ラインマーキング一式  
植栽工 種子吹付  $A = 2132.3 \text{ m}^2$   
園路整備 アスファルト舗装  $A = 2828.0 \text{ m}^2$   
排水設備 U型側溝  $L = 369.5 \text{ m}$

#### 4 工 期

【変更後】令和6年9月20日から令和8年7月31日まで

【変更前】令和6年9月20日から令和8年6月30日まで